

## 7 許可取得後の届出事項等

### (1) 許可取得後の変更届

許可の取得後に下表(P47～50)の変更事項に該当する事項が生じた場合には、同表に従って必要な書類を添付した変更届出書を各届出期間内に提出してください。

(届出様式の入手方法はP.82)

- 【提出場所】 千葉県知事許可 管轄の地域整備センター(整備事務所、出張所)：裏表紙参照  
 国土交通大臣許可 千葉県県土整備部建設・不動産課
- 【提出部数】 千葉県知事許可 届出様式・添付書類 3部(正本、写し、控え 各1部)  
 (2穴・紐とじ又はホチキス留め)  
 確認資料(とは別とじ)1部(とじ方は と同様)
- 国土交通大臣許可 届出様式・添付書類  
 正本：1部 写し：営業所の所在する都道府県数 控え：1部  
 (とじ方は千葉県知事許可と同様)  
 確認資料 県に届出後、直接国土交通省関東地方整備局  
 あて郵送してください。

「国土交通大臣許可申請(変更届)などの確認資料について」参照

### 事業年度終了届(決算終了届)

事業年度の終了届は下表により事業年度終了後4月以内に提出しなければなりません(郵送不可)。

(事業年度終了届には「確認資料」はありません)

届出様式	添付書類	備考	届出期間
変更届出書 (事業年度 終了届)	工事経歴書(様式第2号)		事業年度 終了後 4月以内
	直前3年の各事業年度における工事 施工金額(様式第3号)		
	財務諸表 法人 貸借対照表(様式第15号) 損益計算書(様式第16号) 株主資本等変動計算書(様式第17号) 注記表(様式第17号の2) 附属明細表(様式第17号の3) 個人 貸借対照表(様式第18号) 損益計算書(様式第19号)	建設業法施行規則に定める様 式による(株主総会や税務署に 提出した決算報告書では不可) 附属明細表は資本金1億円超 または貸借対照表の負債の部 に計上した金額の合計額が 200億円以上の株式会社のみ 提出 注2参照	
	事業報告書	株式会社のみ添付。特例有限会社 は提出不要。	
	納税証明書	注1参照	
	使用人数(様式第4号) 建設業法施行令第3条に規定する使用 人の一覧表(様式第11号) 定款	これまでの届出事項に変更があ った場合のみ添付	

注1：納税証明書は次により提出してください。

【千葉県知事許可】法人：法人事業税(県税事務所(支所)で発行)

個人：個人事業税(同上)

千葉県県税条例施行規則第40号様式(その1)(事業税の納付すべき額及び納付済額が記入されたもの)  
により提出してください。

【国土交通大臣許可】法人：法人税(税務署で発行)

個人：所得税(同上)

注2：有価証券報告書提出会社は、その写しの提出をもって附属明細書表の提出に代えることができます。

## 変更届

許可取得後、下記の事項に変更が生じた場合は変更の届出が必要です。

**入札参加資格者名簿に記載された事項に変更があった場合には、下記届出期間に関わらず、直ちに届出が必要です。**

No	変更事項	届出様式	添付書類	確認資料(別とし)	届出期間	
1	商号	様式第22号の2 (1面)	登記事項証明書(登記簿謄本)		変更後 30日 以内	
2	営業所の名称 ・所在地	様式第22号の2 (1面、2面)	登記事項証明書(登記簿謄本) 法人の場合のみ添付	住民票(個人 事業主の場合) 営業所の確認 資料(P41 参照)		
3	営業所の新設	様式第22号の2 (1面、2面)	No.11 の届出書、添付書類及び確認資料 No.13 の届出書、添付書類及び確認書類 (No.3 とは別とし)	営業所の確認資 料(P41 参照)		
4	営業所の廃止	様式第22号の2 (1面、2面)	使用人の一覧表(様式第11号) No.13 の届出書(No.4 とは別とし)			
5	営業所の 業種追加	様式第22号の2 (1面、2面)	No.13 の届出書、添付書類及び確認資料 (No.5 とは別とし)			
6	営業所の 業種廃止	様式第22号の2 (1面、2面)	No.13 の届出書(No.6 とは別とし)			
7	資本金額 (又は出資総額)	様式第22号の2 (1面)	登記事項証明書(登記簿謄本) 株主調書(様式第14号)			
8	法人の 役員	新任	様式第22号の2 (1面)	様式第1号の別紙1 誓約書(様式第6号) 許可申請者の略歴書(様式第12号) 登記事項証明書 成年被後見人及び被保佐人に該当しない 旨の登記事項証明書 身分証明書(本籍地の市町村が発行したもの)		、 は確認資 料と一緒にとじ る(千葉県知事 許可の場合)
		退任	様式第22号の2 (1面)	登記事項証明書(登記簿謄本)		
		代表者 (申請人) の交替	様式第22号の2 (1面)	様式第1号の別紙1 誓約書(様式第6号) 許可申請者の略歴書(様式第12号) (新代表者のもの。旧代表者が役員として残る場合記 載内容に変更があるときは旧代表者のものも添付) 登記事項証明書(登記事項に変更がある 場合に限る)		
		役員の氏名 (改姓・改名)	様式第22号の2 (1面)	登記事項証明書(登記簿謄本) (法人の役員又は支配人の場合)		
9	個人事業主又は 支配人の氏名 (改姓・改名)	様式第22号の2 (1面)		戸籍抄本又は住民 票(氏名の変更を 確認できるもの)		
10	個人 の支 配 人	新任	様式第22号の2 (1面)	誓約書(様式第6号) 許可申請者の略歴書(様式第12号) 登記事項証明書 成年被後見人及び被保佐人に該当しない 旨の登記事項証明書 身分証明書(本籍地の市町村が発行したもの)	、 は確認資 料と一緒にとじ る(千葉県知事 許可の場合)	
		退任	様式第22号の2 (1面)	登記事項証明書(登記簿謄本)		

No	変更事項	届出様式	添付書類	確認資料(別とし)	届出期間
11	建設業法施行令第3条に規定する使用人	様式第22号の2 (1面)	誓約書(様式第6号) 使用人の一覧表(様式第11号) 使用人の略歴書(様式第13号) 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 身分証明書(本籍地の市町村が発行したもの)	常勤性の確認資料・委任状(P46参照) 、 は確認資料と一緒にとじる(千葉県知事許可の場合)	変更後 2週間 以内
12	経営業務の管理責任者	交替・追加	様式第7号	常勤性の確認資料(P43参照) 経営経験の確認資料(P43参照)	
		改姓・改名	様式第7号	戸籍簿又は住民票(氏名の変更を確認できるもの)	
		削除等	様式第22号の3		
13	専任技術者	交替・変更・追加	様式第8号(1)	実務経験証明書(様式第9号) 指導監督の実務経験証明書(様式第10号)  卒業証明書 資格証明書(写) * ~ は必要に応じ提出	常勤性の確認資料(P46参照) 左記の場合、実務経験の確認資料(P46参照)  左記の場合、指導監督の実務経験の確認資料(P46参照)
		改姓・改名	様式第8号(1)	戸籍簿又は住民票(氏名の変更を確認できるもの)	
		削除等	様式第22号の3	一部廃業等に伴う削除の場合	
14	国家資格者等・監理技術者	有資格区分の変更・追加	様式第11号の2	実務経験証明書(様式第9号) 指導監督の実務経験証明書(様式第10号)  卒業証明書 資格証明書(写) * ~ は必要に応じ提出	左記の場合、実務経験の確認資料(P46参照)  左記の場合、指導監督の実務経験の確認資料(P46参照)
		削除	様式第11号の2		

千葉県知事許可に関する変更届については、No.3、No.5、No.12、No.13、No.14 以外は郵送でも受け付けます。管轄の地域整備センター(整備事務所・出張所)あて、返信用の封筒(送付先記載・受け付け後の届出者控えを送付するために要する金額の切手を貼付)を同封してください。

国土交通大臣許可業者の確認資料は、千葉県知事の場合と一部異なります。  
詳細は国土交通省関東地方整備局発行の「国土交通大臣許可申請(変更届)などの確認資料について」をご参照ください。

## 廃業届

廃業等の理由により建設業を営業しなくなった場合には、30日以内に廃業届を提出しなければなりません（法第12条）。

廃業の区分	廃業の原因	届出義務者	届出様式
全部 廃業	許可を受けた事業主が死亡したとき	その相続人	様式 第22号の4
	法人が合併により消滅したとき	その役員であった者	
	法人が破産手続開始の決定により解散したとき	原則として破産管財人	
	法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき	その清算人	
	許可を受けた建設業をすべて廃止したとき (特定建設業から一般建設業にする場合も含む)	法人・・・その役員 個人・・・本人	
一部 廃業	許可を受けた建設業のうち、一部を廃止したとき	法人・・・その役員 個人・・・本人	

\* 許可業者名と届出者が異なる場合は、その理由を届出者名の下に付記してください。

\* 一部廃業の場合、廃止した業種の専任技術者について変更届が必要になります（P.54 参照）。

\* 同じ業種について「特 般」にするときは、廃業届が必要になります。ただし、法第29条に該当することにより、特定の許可を継続することができなくなった場合に限り（財産的要件を満たさないことによる般・特新規申請の場合は廃業届は不要）。

\* 一部廃業の場合には、併せて営業所の業種廃止の変更届（P.48のNo.6参照）の提出が必要です。

## (2) 変更届の記載例等

### 変更届出書（事業年度終了届）

#### 変 更 届 出 書

（事業年度終了届）

平成22年12月17日

許可年月日

平成21年 6月12日

許可番号 国土交通大臣

許可（般・特-21）第98765号

千葉県知事

千葉市中央区市場町1-1

なのはな建設株式会社

届出者 代表取締役 千葉 一郎 印

関東地方整備局長

様

千葉県知事

事業年度（第16期 平成21年 9月 1日から平成22年 8月31日まで）が終了したので、別添のとおり、下記の書類を提出します。

#### 記

- ① 工事経歴書    ② 工事施工金額    ③ 貸借対照表及び損益計算書  
④ 株主資本等変動計算書及び注記表    ⑤ 事業報告書    ⑥ 附属明細表  
⑦ 法人税納付済額証明書    ⑧ 所得税納付済額証明書    ⑨ 使用人数  
⑩ 令第3条に規定する使用人の一覧表    ⑪ 国家資格者等・監理技術者一覧表  
⑫ 定款    ⑬ 事業税納付済額証明書

提出対象は大会社のみ  
（P47 参照）

株式会社のみ添付  
（特例有限会社は不要）

#### 記載要領

1. 

国土交通大臣
知事

 については、不要のものを消すこと。
2. (1)から(13)までの事項については、該当するものの番号を○でかこむこと。

#### 参考：事業報告書について

1. 事業報告書は、会社法第435条に基づき、すべての株式会社に作成が義務付けられているものです。建設業法では特段の様式を定めておりませんので、会社法に従って作成したものを提出してください。

なお、記載内容や添付書類はその株式会社の形態等（公開会社か否かなど）によって異なりますので、詳しくは会社法施行規則第118条から128条を参照してください。

2. 定時株主総会招集の通知の際、計算書類や事業報告書等をまとめた資料を作成している場合には、事業報告書に代えてそれらの資料を事業年度に添付しても構いません。

# 変更届出書（様式第二十二号の二） 第一面

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

(用紙A4)  
00006

## 変更届出書 (第一面)

下記のとおり、  
 { (1) 商号又は名称 (2) 営業所の名称、所在地又は業種 (3) 資本金額 (4) 役員の氏名 (5) 個人業者の氏名 }  
 { (6) 支配人の氏名 (7) 建設業法施行令第3条に規定する使用人 } について変更があったので届出をします。  
 平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

地方整備局長  
北海道開発局長  
千葉県 知事 殿

千葉県中央区市場町1-1  
なのはな建設(株)  
届出者 代表取締役 千葉 一郎 印

大臣 ロード  
知事  
国土交通大臣  
千葉県 知事  
許可(般) 第 098765 号  
許可年月日  
平成 17 年 04 月 26 日

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
商号	(有)菜の花建設	なのはな建設(株)	平成○年○月○日	
資本金	3,000千円	10,000千円	平成○年○月○日	
代表取締役の変更	建設 太郎	千葉 一郎	平成○年○月○日	
営業所の業種廃止 (船橋営業所)	土木、建築	建築	平成○年○月○日	
営業所の業種助や業種廃止、従たる営業所の所在地の変更など、第二面記載事項の変更があった場合は第二面を記載する				
37~44のカラムには変更のあった部分のみ記入				

変更の内容が、次の◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

商号又は名称のフリガナ  
両方に記入  
37 ナ ノ ハ ナ ケ ン セ ツ

商号又は名称  
両方に記入  
38 な の は な 建 設 ( 株 )

代表者又は個人の氏名のフリガナ  
39 チ バ イ チ ロ ウ

代表者又は個人の氏名  
40 千 葉 一 郎

主たる営業所の所在地市区町村コード  
41 都道府県名 市区町村名

主たる営業所の所在地  
両方に記入  
42

郵便番号  
43

電話番号  
44

資本金額又は出資総額  
44 1 0 0 0 0 (千円)

連絡先  
 所属等 総務課 氏名 千葉 花子 電話番号 043-223-3108  
 ファックス番号 043-223-3108

## 第二面

従たる営業所の新設・廃止、営業所の業種助や業種廃止、従たる営業所の所在地の変更などの事項の変更があった場合に記載する。

(第二面)

(用紙A4)

区分  1  2 ( 2. 営業しようとする建設業 又は従たる営業所の所在地の変更 ) 3. 従たる営業所の新設 4. 従たる営業所の廃止

大丘知事 大丘知事コード

許可番号  1  2 国土交通大臣 許可 ( 第一種 ) 第  0  5  4  2  1  9 号 許可年月日 平成  1  7 年  0  4 月  2  6 日

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

(主たる営業所)

営業しようとする建設業  1  2 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 ほ し ゆ 板 ガ 造 助 内 機 給 通 園 井 具 水 滴 清 ( 1. 一般 ) ( 2. 特定 )

変更前  1  2  3  4  5  6  7  8  9  0  1  2  3

## 専任技術者変更（様式第八号(1)、様式第二十二号の三）等の具体例

専任技術者の変更等については、「様式第八号(1)」(P27 参照)により下表の例に従い提出してください。

例6については、「届出書(様式第二十二号の三)」(P55 参照)により提出してください。

具 体 例			項番 61 の該当区分
現在の専任技術者に代えて新たな者を専任技術者にする場合	例 1	Aさん(建) Bさん(建)	Aさん「4」交代に伴う削除 Bさん「3」専任技術者の追加
	例 2	Aさん(建)(大) Bさん(建)、Cさん(大)	Aさん「4」交代に伴う削除 Bさん「3」専任技術者の追加 Cさん「3」専任技術者の追加
専任技術者の有資格区分に変更があった場合	例 3	Aさん(建) Aさん(建) (2級建築士) (1級建築士)	Aさん「2」有資格区分の変更
専任技術者の担当業種に変更があった場合	例 4	Aさん(建)、Bさん(大) Aさん(建)(大)	Aさん「2」有資格区分の変更 Bさん「4」交代に伴う削除
専任技術者の改姓・改名	例 5	Aさん A`さん	Aさん「4」交代に伴う削除 A`さん「3」専任技術者の追加
一部廃業の場合	例 6	大工工事業を廃業する場合 Aさん(建)、Bさん(大) Aさん(建)	Bさん 届出書(様式第二十二号の三)で削除 Aさん 届出不要 * 廃業届(様式第二十二号の四)で一部業種の廃業の届出、様式第二十二号の二による営業所の業種の廃止の届出も併せて必要

### 《作成上の留意事項》

- 1 専任技術者証明書(様式第八号(1))は、項番 61 欄の区分ごとに別葉で作成してください。
- 2 専任技術者の交替に伴う削除(項番 61 が「4」)をする場合は、担当業種又は有資格区分の変更(項番 61 が「2」)または専任技術者の追加(項番 61 が「3」)の届出を同時に提出してください(例 1、2、4)。
- 3 すでに専任技術者になっている者の担当業種を追加する場合、これまでの担当業種に関する資格についても項番 65 欄(有資格区分)に記載してください(例 4: Aさんについて「建」と「大」の有資格コードを記入する)。
- 4 営業所の業種廃止もしくは一部廃業に伴い、専任技術者を削除する場合または法第 7 条第 2 号もしくは法第 15 条第 2 号に掲げる基準を満たさなくなった場合には、届出書(様式第二十二号の三)を提出してください(例 6)。

注意 一部の業種の廃止の際に、廃業しない業種について引き続き専任技術者となる者及び営業所の廃止等に伴い所属営業所を変更し引き続き専任技術者となる者については、「専任技術者証明書(様式第八号(1))」の該当区分(「2」または「5」)で届け出るようになります。

# 届出書（様式第二十二号の三）

様式第二十二号の三（第十条の二関係）

(用紙A4)

00008

## 届 出 書

下記のとおり、

- (1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった
- (2) 経營業務の管理責任者を削除した
- (3) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった
- (4) 専任の技術者を削除した
- (5) 欠格要件に該当するに至った

ので届出をします。

一部廃業、営業所の廃止等により専任技術者を削除しようとする場合

平成 22年 5月 20日

地方整備局長  
北海道開発局長  
千葉県 知事 殿

千葉県中央区市場町1-1  
なのはな建設(株)  
届出者 代表取締役 千葉 一郎 印

項番 大臣コード  
許可番号 5112 国土交通大臣 許可(一般) 第098765号 許可年月日 平成22年04月26日

### 記

- (1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準〔経營業務の管理責任者〕を満たさなくなった場合
- (2) 経營業務の管理責任者を削除した場合

元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 52 [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ]

生年月日 13 14 年 16 18 月 日

- (3) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準〔専任の技術者〕を満たさなくなった場合
- (4) 専任の技術者を削除した場合

元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 53 木 更 津 [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ]

生年月日 S 4 8 年 0 9 月 1 0 日

営業所の名称 本店 建設工事の種類 建築工事業

元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 53 [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ]

生年月日 13 14 年 16 18 月 日

営業所の名称 建設工事の種類

元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 53 [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ]

生年月日 13 14 年 16 18 月 日

営業所の名称 建設工事の種類

- (5) 建設業法第8条第1号及び第7号から第11号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合

具体的事由

[ ]

